

## 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

### 1 日 時

令和6年8月20日（火）

開会 13時30分

閉会 14時17分

### 2 場 所

教育委員室

### 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 福永和伸教育長、大森達也委員、栗須百合香委員、富樫健二委員、  
安田悦子委員

欠席委員 なし

### 4 出席職員

教育長 福永和伸（再掲）、副教育長 大屋慎一

次長（教職員担当）福井崇司、次長（学校教育担当）早田清宏、

次長（育成支援・社会教育担当）坂井哲、次長（研修担当）荻田直樹

教育総務課 課長 浮田知樹、課長補佐兼班長 田中豊士、

班長兼企画員 米澤道隆、係長 水谷典通

社会教育・文化財保護課 課長 松本真人、班長 新名強、主幹兼係長 伊藤剛

教職員課 課長 中出真人、班長 山本エリ、主査 鈴木良典、係長 青木宣宏

保健体育課 課長 堀越英範、充指導主事 天白喜啓

環境生活部 文化振興課 班長 須藤健志

### 5 議題件名及び採択の結果

	件 名	審議結果
議案第 24 号	三重県指定文化財の指定の一部解除について	原案可決
議案第 25 号	三重県立図書館協議会委員の任命について	原案可決
議案第 26 号	審査請求事案の処理について	原案可決
議案第 27 号	令和6年度教育功労者表彰について	原案可決
議案第 28 号	財産の取得について	原案可決

### 6 報告題件名

報告 1 県指定無形民俗文化財「多度大社上げ馬神事」

の調査結果について

- 報告 2 令和 7 年度三重県公立学校教員採用選考試験  
第 2 次選考試験の実施状況について
- 報告 3 令和 8 年度三重県公立学校教員採用選考試験  
について
- 報告 4 第 7 1 回東海高等学校総合体育大会の結果及  
び令和 6 年度全国高等学校総合体育大会の三  
重県選手団について

## 7 審議の概要

### ・開会宣言

福永和伸教育長が開会を宣告する。

### ・会議成立の確認

5 名中 5 名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

### ・前回審議事項（7 月 2 5 日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

### ・議事録署名者の指名

栗須委員を指名し、指名を了承する。

### ・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 25 号及び議案第 26 号は人事に関する案件のため、議案第 27 号は内容に個人情報が含まれるため、議案第 28 号は県議会提出前のため、非公開とすることを決定する。

会議の進行は、公開の議案第 24 号を審議し、公開の報告 1 から報告 4 の報告を受けた後、非公開の議案第 25 号から議案第 28 号を審議する順番とすることを決定する。

### ・審議事項

#### 議案第 24 号 三重県指定文化財の指定の一部解除について（公開）

（松本社会教育・文化財保護課長説明）

議案第 24 号 三重県指定文化財の指定の一部解除について

三重県指定文化財の指定の一部解除について、別紙のとおり提案する。

令和 6 年 8 月 20 日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

三重県指定文化財の指定の一部解除については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 14 号及び三重県文化財保護条例第 36 条第 1 項、三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 11 号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

続きまして 1 ページをご覧ください。「三重県指定文化財の指定の一部解除について（案）」でございます。指定一部解除として、表にございますとおり、現在指定していません地番が表の真ん中、「所在地」にございますとおり、伊賀市西之澤字野々奥 1425 の 1 以下、計 11 筆のうち、今回指定を解除する地番としては、表の右側の計 10 筆でございます。

なお、この天然記念物につきましては、昭和 30 年 4 月 7 日に県の指定天然記念物として指定しております。

詳細については 2 ページ以降からご説明させていただきます。

その前に 4 ページをご覧ください。今回、指定を解除する地盤の位置図と、航空写真でございます。資料図 1 の指定地 A、指定地 B というところが、今回の指定地でございます。下段の航空写真は、その位置図の航空写真です。

5 ページをご覧ください。5 ページにつきましては、指定地 A の部分を拡大して、現在の構図に現況の地図を重ねたものでございます。

6 ページをご覧ください。6 ページにつきましては、指定地 B を現在の構図に重ねたものでございます。

7 ページをご覧ください。今回提案をさせていただきます、指定地 A の指定解除の範囲、それから指定地 B はすべて指定解除範囲となりますが、指定を解除する範囲でございます。

8 ページ以降をご覧ください。8 ページにつきましては、上段の写真 1 につきましては、先ほどの地図でもございましたとおり、指定地ではございませんが、緊急保護地でのノハナショウブの個体を保護するために、増殖をしているところの写真でございます。

下段の写真 2 につきましては、現在の指定地 A の現況でございます。

9 ページをご覧ください。上段写真 3 につきましては、指定地 B の現状でございます。そして、下段の写真 4 につきましては、先ほど写真 1 でございましたとおり、緊急保護地として指定地外ではございますが、広域的に撮影をしたものでございます。

それでは、2 ページの方にお戻りください。一部指定解除に係る説明でございます。

「1 三重県指定天然記念物『西沢ののはなしょうぶ群落』について」です。この、ノハナショウブにつきましては、アヤメ科の多年草でハナショウブの野生種でございます。伊賀市の西之澤に所在し、県有数のノハナショウブ群生地として、昭和 30 年 4 月 7 日に三重県指定天然記念物となりました。2 つの地区、指定地 A、B で構成され、その土地が天然記念物として指定されております。土地の所有者は個人で、この文化財の管理団体につきましては伊賀市となっております。

それぞれ指定地 A、指定地 B の地番につきましてはご覧のとおりでございます。

「2 現状と課題」でございます。指定地 A につきましては、現在では、ノハナショウブは確認できない状況でございます。また、指定地内の土地が分筆、合筆された結果、指定範囲と地番に齟齬が生じております。指定地 B につきましても、現在は大部分が水田

となりノハナショウブは確認できていない状態です。昭和 30 年頃の耕地整理の関係で、大部分の土地が大きく変化し、これも指定範囲と地番に齟齬が生じております。

この他、個体種としてノハナショウブを保護するため、地元では、緊急保護地（指定地外）でございますが、保護地を設定しまして、管理団体である伊賀市や地権者、地元高校生、企業が移植した、ノハナショウブの保護・増殖活動を行っております。

「3 県文化財保護審議会及び県教育委員会の調査について」の「(1) 現地調査について」です。令和 6 年 6 月 11 日に県文化財保護審議会の天然記念物の植物専門の先生でございます委員に同席いただき、県教委と市教委で、現地調査を行いました。

「①指定地 A」でございますが、先ほど申し上げましたとおり、ノハナショウブの生育は確認できませんでした。平池につきましては、湿地帯ではございますが、農業用水の流入による富栄養化が進んでいることから、ノハナショウブの自生を阻害しているといった状況でございます。また、それ以外の土地につきましても、乾燥地化して生育できる環境ではなくなっております。

3 ページ、「②指定地 B」でございます。指定地 B につきましても、ノハナショウブの生育は確認できませんでした。こちらも生育できる環境ではなくなっているということでございます。

「③緊急保護地」でございますが、緊急保護地につきましては、先ほどの写真にもございましたとおり、2,000 株を超えるノハナショウブが保護・増殖されております。

それから調査のもう 1 つとして「(2) 文献および公図・航空写真等による調査」でございます。昭和 30 年からの航空写真や公図を確認した結果、4 つ目でございます、平成 3 年ごろには、平池のノハナショウブが絶滅状態になっています。

「(3) 調査結果」でございます。調査の結果、指定地内のノハナショウブの自生は確認できませんでした。理由といたしましては、平池以外の土地につきましては、指定から間もなく所有者・管理団体(伊賀市)ともに、天然記念物指定地との認識が希薄となって、その後もその認識であったため、土地の改変が行われ、分筆・合筆などの異動にかかる把握もされていませんでした。平池以外の土地につきましては、指定当初の環境への回復が見込めない状況でございます。

「4 今後の方針」でございます。8 月 7 日に開催いたしました県文化財保護審議会からは、平池以外の指定地については、旧状への復帰が困難であり、指定地の一部解除はやむを得ないとの答申がありました。答申につきましては、10 ページから 12 ページに答申の抜粋をつけさせていただいております。また、審議会からは、ノハナショウブの自生回復に向けて取組を行うよう意見がありました。

そこで、県教育委員会といたしましては、管理団体である伊賀市が取り組む事業について、指導・助言を今後行ってまいります。主な取組として、土壌改良などの平池の環境改善の実施、緊急保護地から平池へのノハナショウブの移植、そして近隣も含めた保護方法の検討、最後に保存活用計画の作成ということでございます。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

議案第 24 号はいかがでしょうか。この自生回復に向けた伊賀市の意向はどんな感じですか。

新名班長

伊賀市も取組を行っていききたいという前向きな意向を持っております。現在も緊急保護地、指定地外ですけれども、そこでノハナショウブの増殖を行っておりまして、地元とともにっておりますので、これについても、行っていききたいという意向でございます。

教育長

今回指定解除するけれども、自生回復に向けて、今後努力していくという方向でよろしいですね。

新名班長

はい。

#### 【採択】

－全委員が承認し、原案どおり可決する。－

#### ・報告事項

##### 報告 1 県指定無形民俗文化財「多度大社上げ馬神事」の調査結果について（公開）

（松本社会教育・文化財保護課長説明）

報告 1 県指定無形民俗文化財「多度大社上げ馬神事」の調査結果について

県指定無形民俗文化財「多度大社上げ馬神事」の調査結果について、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 8 月 20 日提出 三重県教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課長

1 ページをご覧ください。「県無形民俗文化財『多度大社上げ馬神事』の調査結果について」でございます。

多度大社上げ馬神事につきましては、昨年の令和 5 年度の神事で馬 1 頭が殺処分となり、主に動物愛護の観点からの批判といった多くの苦情が、神事主催者や県に対して寄せられました。県教育委員会では、令和 5 年 8 月に、多度大社に改善の勧告を出し、令和 6 年 3 月に改善策を記した回答を受け取りました。

今年度、県教育委員会及び県文化財保護審議会におきましては、馴致（馬を走路や坂に慣れさせるために行われる練習）及び神事当日に調査を行い、その結果を、去る令和 6 年 8 月 7 日開催の県文化財保護審議会で報告をいたしました。

県文化財保護審議会では、改善が進められたことを評価するとともに、県教育委員会に対して、経過観察を行い報告することとの意見が出されました。

「1 これまでの経緯」です。令和 5 年 5 月、馬が殺処分された以降の経緯を示しております。

詳細についてはご覧のとおりでございますが、令和 5 年 8 月には、先ほど申し上げましたように県教育委員会より多度大社に改善を勧告いたしました。勧告の内容としまし

ては、括弧囲みのところにある内容です。そして令和6年3月には、多度大社、御厨総代会から連名で、県教育委員会に勧告に対する回答書の提出がございました。回答書の主な内容といたしましても、括弧囲みでございますとおりです。そして4月馴致による調査、5月神事当日に係る調査、8月に先ほどの県文化財保護審議会で調査結果を報告しています。

2ページをご覧ください。「2 調査について」です。調査体制及び内容につきましては、以下の①、②のとおりです。詳細については、説明を省略させていただきます。

「3 調査の結果について」です。令和6年8月7日に開催されました、県文化財保護審議会にて、県教育委員会及び県文化財保護審議会によるそれぞれの調査報告が行われ、次の意見が出されました。四角囲みの部分です。内容といたしましては、昨年度の審議会からの建議内容をふまえた改善を進めていると認められること、そして保持団体である多度大社及び御厨会の対応は適切と評価できることでした。

加えて、ただし書きのところがございますとおり、今後も経過観察が必要であるということで、令和7年度以降、5か年を目途に県教育委員会が状況を確認し、県文化財保護審議会に報告をすることという意見がなされました。

その他、付言として、(1)から(3)のとおり報告または意見をいただいております。

「(1) 動物愛護・虐待について」は、法令遵守を徹底するための対応が検討、実施されていた、馬への不適切な行為は確認できなかったという報告がございました。「(2) 神事の安全な実施について」は、講習の義務化や、徹底した安全管理が行われていたという報告でした。「(3) 文化財の保護・継承について」も、「多度大社御厨総代会」を発足させ、主体的な対応が検討されていたというような報告・意見等がありました。

「4 今後の方針について」でございます。県文化財保護審議会が出された意見につきましては、保持団体である多度大社に伝えるとともに、今後も県指定無形民俗文化財「多度大社上げ馬神事」が安全に開催され、文化財的価値が継承されるよう桑名市とも連携し、調査及び助言を行ってまいります。

説明は以上です。

#### 【質疑】

教育長

報告1はいかがでしょうか。質問ですが、令和7年度以降、5か年を目途に教育委員会が状況を確認し、県文化財保護審議会に報告することというのは、次回は令和12年度に報告するという意味ですか。

松本課長

県文化財保護審議会につきましては、年に2回開催しておりますので、この神事につきましては、毎年状況を把握して、そのタイミングで審議会に報告をすることになっていきます。

教育長

では5年ごとではなく、令和7年度以降、毎年報告しなさいという意味ですね。

－全委員が本報告を了承する。－

・報告事項

**報告 2 令和 7 年度三重県公立学校教員採用選考試験第 2 次選考試験の実施状況について（公開）**

（山本教職員課班長説明）

報告 2 令和 7 年度三重県公立学校教員採用選考試験第 2 次選考試験の実施状況について

令和 7 年度三重県公立学校教員採用選考試験第 2 次選考試験の実施状況について、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 8 月 20 日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長

1 枚おめくりください。こちらが今回の試験の実施状況の一覧表です。表の一番右側の列に、第 2 次試験の受験者数を記載しております。その一番下の合計欄のところをご覧ください。合計で 1,310 人が、第 2 次選考試験を受験しました。そのすぐ左側の列に第 1 次試験の合格者数を記載しております。大学 3 年生を除くと 1,377 人で、このうち 1,310 人が第 2 次試験を受験したという結果になっております。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

報告 2 はいかがでしょうか。

－全委員が本報告を了承する。－

・報告事項

**報告 3 令和 8 年度三重県公立学校教員採用選考試験について（公開）**

（中出教職員課長説明）

報告 3 令和 8 年度三重県公立学校教員採用選考試験について

令和 8 年度三重県公立学校教員採用選考試験について、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 8 月 20 日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長

おめくりいただきまして、1 ページをご覧ください。「令和 8 年度（令和 7 年実施）三重県公立学校教員採用選考試験の日程について」です。

まず、「1 実施日程について」をご覧ください。第 1 次選考試験につきましては、令和 7 年 6 月 14 日（土）を予定しております。また、第 2 次選考試験につきましては、7 月中旬以降に実施予定とさせていただきたいと考えております。合格発表は 8 月中の予定としております。

「2 試験の詳細について」ですが、令和 7 年 4 月以降に公表します、「令和 8 年度（令和 7 年実施）三重県公立学校教員採用選考試験実施要項」にて、お知らせをさせていただきます。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

報告3はいかがでしょうか。

富樫委員

今年度からひと月少々試験が早くなっていると思うのですが、今年度行ってみての、もしくは来年度も早めるということで、何か成果ですとか、課題がもし分かっているようでしたら教えてください。

中出課長

今年度、例年よりも1か月前倒しをさせていただいたところでございます。また文部科学省からは、さらに、1か月前倒し、5月にしてはどうかという通知も来ているところではございますが、今年度、1か月前倒したばかりということもありまして、その検証をしっかりとする必要がありますと考えております。

また、1次試験を仮に5月に実施するにあたっては、やはり会場の確保であるとか、あと試験問題の作成とか、いろんな面で、準備作業など難しい問題がたくさんあると考えておりますので、引き続き、来年度以降、検証した上で検討していきたいと考えているところです。

富樫委員

受験者数が増えたとか、そういうのは。民間で悩んでいる学生さんたちを少しでも試験を早くして引き止めるという話もあったと思うのですが。1か月前倒したことによって、受験者数が増えたとか、そういうことはありませんでしたか。

山本班長

受験の申し込みについては数は減ったんですけども、去年との変化で言えば、受験率は少し上がっております。ただそれが早期化の要因によるものかどうかはこれから検討が必要です。

教育長

また、これからある程度そういうことは把握していこうとするのですね。

山本班長

はい。

—全委員が本報告を了承する。—

・報告事項

#### 報告 4 第 71 回東海高等学校総合体育大会の結果及び令和 6 年度全国高等学校総合体育大会の三重県選手団について（公開）

（堀越保健体育課長説明）

報告 4 第 71 回東海高等学校総合体育大会の結果及び令和 6 年度全国高等学校総合体育大会の三重県選手団について

第 71 回東海高等学校総合体育大会の結果及び令和 6 年度全国高等学校総合体育大会の三重県選手団について、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 8 月 20 日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長

1 ページをご覧ください。第 71 回東海高等学校総合体育大会は岐阜県を中心に、6 月 22 日（土）から 23 日（日）に 31 競技が開催され、本県からは 1,684 名の高校生が参加しました。

続きまして、2 ページをご覧ください。ここでは、団体競技において、3 位まで入賞した学校を掲載してあります。本県の優勝校としましては、男子では、水泳競技、水球の四日市中央工業高校、ソフトテニス競技の三重高校、テニス競技の四日市工業高校、ウエイトリフティング競技の四日市中央工業高校、ヨット競技の津工業高校の 5 校、女子では水泳競技飛込の鈴鹿高校、テニス競技の四日市商業高校、ハンドボール競技の四日市商業高校、ソフトボール競技の三重高校と津商業高校、なぎなた競技の高田高校の 6 校の合計 11 校です。団体競技の結果を、令和 5 年度と比較すると優勝校は男子が 4 校から 5 校、女子は 5 校から 6 校と、ともに増加しましたが、2 位校、3 位校については減少傾向にありました。

続きまして、3 ページから 6 ページをご覧ください。ここでは、個人競技において 3 位まで入賞した選手を掲載してあります。男子は 6 競技、16 種目、女子は 10 競技、15 種目において優勝しました。個人競技の結果を、令和 5 年度と比較すると、すべてにおいて減少傾向にありました。

続きまして、7 ページをご覧ください。令和 6 年度全国高等学校総合体育大会について報告いたします。令和 6 年度は、北部九州を中心に、7 月 21 日（日）から開催されています。なお、総合開会式については、7 月 27 日（土）に開催されました。本県選手団は、嶋田和彦県高等学校体育連盟会長を団長に、松阪商業高校陸上競技部の世古櫻紗選手を旗手として、51 校から男子 311 名、女子 215 名の合計 526 名の高校生が参加しています。本県選手団の詳細については、別冊の令和 6 年度全国高等学校総合体育大会三重県選手団名簿をご覧ください。

同大会における本県選手団の結果につきましては、次回以降の教育委員会定例会で報告させていただく予定をしております。

報告は以上となります。

#### 【質疑】

教育長

報告 4 はいかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

**議案第 25 号 三重県立図書館協議会委員の任命について（非公開）**

松本社会教育・文化財保護課長説明が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

**議案第 26 号 審査請求事案の処理について（非公開）**

中出教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

**議案第 27 号 令和 6 年度教育功労者表彰について（非公開）**

浮田教育総務課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

**議案第 28 号 財産の取得について（非公開）**

浮田教育総務課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・閉会宣言